

宮古市行政手続条例 解釈及び運用基準

宮古市総務部総務課

宮古市行政手続条例解釈及び運用基準

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第1条	目的等	3
第2条	定義	4
第3条	適用除外	9
第4条	国の機関等に対する処分等の適用除外	11

第2章 申請に対する処分（第5条－第11条）

第5条	審査基準	12
第6条	標準処理期間	13
第7条	申請に対する審査及び応答	14
第8条	理由の提示	15
第9条	情報の提供	16
第10条	公聴会の開催等	16
第11条	複数の行政庁が関与する処分	17

第3章 不利益処分

第1節 通則（第12条－第14条）

第12条	処分の基準	18
第13条	不利益処分をしようとする場合の手続	19
第14条	不利益処分の理由の提示	21

第2節 聴聞（第15条－第26条）

第15条	聴聞の通知の方式	22
第16条	代理人	24
第17条	参加人	25
第18条	文書等の閲覧	26
第19条	聴聞の主宰	28
第20条	聴聞の期日における審理の方式	29
第21条	陳述書等の提出	31
第22条	続行期日の指定	32
第23条	当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結	33
第24条	聴聞調書及び報告書	34
第25条	聴聞の再開	35
第26条	聴聞を経てされる不利益処分の決定	35

第3節 弁明の機会の付与（第27条－第29条）

第27条	弁明の機会の付与の方式	36
第28条	弁明の機会の付与の通知の方式	37
第29条	聴聞に関する手続の準用	37

第4章 行政指導（第30条－第35条）

第30条	行政指導の一般原則	38
第31条	申請に関連する行政指導	39

第32条	許認可等の権限に関連する行政指導	40
第33条	行政指導の方式	41
第34条	複数の者を対象とする行政指導	43
第35条	行政指導の中止等の求め	44
第5章	処分等の求め（第36条）	48
第6章	届出（第37条）	51
第7章	補則（第38条）	51
附則		52

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

【趣旨】

本条は、行政手続条例を制定する目的が、「行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護する」ことにあることを明らかにするものである。

申請に対する処分及び不利益処分に関する事前の手続、行政指導の手続、届出に関する手続については、他の条例に特別の定めがない限り、本条例の規定が適用される。

【解釈】

1 「処分、行政指導及び届出に関する手続」とは、行政手続法第 3 条第 2 項により同法の適用除外とされている次の手続をいう。

(1) 申請に対する処分（根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）

(2) 不利益処分（根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）

(3) 行政指導（市の機関が行う行政指導で、その根拠は問わない。）

(4) 届出（根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）

2 「市民」とは、市内に住所を有する者などに限定する趣旨ではなく、本市が行う処分等により、自己の権利利益に影響が及ぶすべての者をいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに同法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定による県の条例により市が処理することとされた事務について規定する県の条例及び規則をいう。
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下「法律等」という。）、県条例等（行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第2条第1号に規定する条例等をいう。以下同じ。）並びに条例等をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
 - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (7) 行政指導 市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

【趣旨】

本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものであり、行政手続法で適用除外としている、条例等を根拠とする処分及び届出並びに市の機関が行う行政指導に関する手続を対象とすることを明らかにしている。

【解釈】

1 条例等（第1号関係）

宮古市条例、宮古市規則のほか、本市の各行政委員会が定める規則（規程を含む。）を指すものであり、訓令又は要綱等の行政組織の内部規範は含まない。

また、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県の条例により市が処理することとされた事務について規定する県の条例及び規則を指すものである。

2 法令（第2号関係）

本号では「法令」の意味する範囲を規定するものである。

「法律に基づく命令（告示を含む。）」とは、法律に基づき定められる政令、府省令、国の各行政委員会の規則を指すものである。また、法律の委任に基づく命令が告示形式で定めることがある（法規たる性質を有する告示）が「(告示を含む。）」とは、このことを明らかにしたものである。

また、岩手県行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第2条第1号に規定する条例等及び前号の条例等を含むものである。

3 処分（第3号関係）

法令により認められた優越的な地位に基づいて、人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為一般を指すものである（行政不服審査法第1条、行政事件訴訟法第3条第2項と同じ内容である。）。ただし、当該行為が処分性を有しているかどうかは、その個々の根拠規定の解釈に委ねられることになる。一般私人と同等の立場において行う契約行為などは処分には当たらない。

4 申請（第4号関係）

「申請」の範囲には、許可、認可、免許以外に、承認、認定、決定、検査、登録等も含まれるが、「自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為」であること、「当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの（当該請求に対して行政庁がこれを承諾するか拒否するかを相当期間内に判断、決定し何らかの応答をすべきこととされているもの）」であることが、その条件となる。

処分の名あて人は自己（申請者）であり、第三者に対する処分や一般処分などの行政庁の職権発動を求める行為等は除かれる。

「当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」とは、請求権の具体的行使であって、当該請求に対して行政庁がこれを認諾するか拒否するかを相当の期間内に判断、決定し、何らかの応答をすべきこととされているものを対象とすることを明らかにしたものである。したがって、請願などのように行政庁に応答をすべき義務がないものは「申請」に該当しない。

5 不利益処分（第5号関係）

「不利益処分」とは、行政庁が特定の者に義務を課し、又はその権利を制限するために、当該者を相手方として行う処分であって、その処分の直接の効果として当該者が義務を負い、又は当該者の権利が制限されることになる処分である。

「名あて人」とは、処分の通知書にあて名として表示されている者のように、処分の相手方として行政庁によって名指しされた者を指す。処分の対象者が特定できないもの、一般的な基準で特定される者に対して一律に行われる処分、対物処分であって処分の名あて人を想定していないものなどは「不利益処分」に当たらない。

「義務を課し」とは、処分を行うことの直接の法的効果として、その相手方に作為義務又は不作為義務の拘束を負わせる行為をいう。

- ・ 作為義務の例 物件の除去命令、施設の改善命令、保険料の賦課
- ・ 不作為義務の例 営業停止命令、建築物の使用禁止命令

「権利を制限する」とは、相手方がそれまで保有していた具体的な権利の範囲を限定

し、又はその内容を相手方に不利益に変更する行為(権利の一切を失わせる処分を含む。)をいう。

・権利制限の例 許認可等の取消し、一定期間の効力の停止、給付の減額(打切り)

「事実上の行為」とは、行政庁の物理的な活動のうち、行政上の強制執行や即時強制のほか、調査のための土地、事務所等への立入りなどをいい、「事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分」とは、「事実上の行為」を行う前提として必要とされている通知等をいう。

第5号イの規定は、申請に基づく処分であるので不利益処分と同様な手続保障の対象としては不適当とするものである。

第5号ウの規定は、同意を得てから処分するので相手方の意に反することにはならないので不利益処分から削除されるものである。

第5号エの規定は、相手方から許認可等が取り消されたとの届出があったものについては不利益処分の手続は不要とするものである。

6 市の機関(第6号関係)

「これらに置かれる機関」としては、審議会等の合議制機関、特別の機関(調停、審査、諮問又は調査のための機関)が掲げられる。処分が常に行政庁として包括的に捉えられるのに対し、行政指導にあつては、多種多様な行政需要への迅速な対応等を図るため事案に応じて弾力的に行われており、本市の執行機関に限らず、その任務又は所掌事務を分担して遂行する範囲において、審議会等の合議制機関、特別の機関であっても当該行為を行うことがあるため、本市の執行機関等と並列的に特に規定するものである。

「法令上独立に権限を行使することが認められる職員」とは、建築主事などがこれにあたる。

7 行政指導(第7号関係)

「行政指導」は、市の機関がその与えられた任務又は所掌事項として実現すべき行政目的について、当該行政目的を実現するために必要な作為を現に行っていない特定の者に対して当該必要な行為を行うように、又は行って欲しくない行為を現に行っている特定の者に当該行為を行わないように具体的に働きかける行為をいう。

したがって、条例に明文上指導するあるいは勧告する旨の規定を置いているものもあるが、そういったものに限らず、市の機関が窓口等において、一定の行政目的のために特定の者に作為又は不作為を働きかける行為は、すべてここにいう行政指導に当たる。

行政指導は、「任務又は所掌事務の範囲内」で行われるものであり、それを超えて行われた行為は違法な行為となる。

8 届出(第8号関係)

「届出」は、一定の事柄を行政庁に知らせることであつて、届出以外にも報告、提出、申告等が含まれる。「申請」のように行政庁に何らかの行為を求めるものとは基本的に性格を異にする。

「申請に該当するものを除く」とは、「申請」も「行政庁に対し一定の事項を通知する行為」に該当することから、「届出」から「申請」が除かれる旨を明らかにしたものである。

「条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの」とは、次のような規定が

該当する。

- ・一定の事実又は行為をしたときにその旨を通知しなければならないとする規定
- ・一定の行為をしようとするときにあらかじめその旨を通知しなければならないとする規定

「自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているもの」とは、次のような規定が該当する。

- ・一定の事実又は行為をしたときには、その旨を届け出ることができるとの規定

※「申請」と「届出」の関係

ア 通常は、個別条例等上「届出」という用語が使用されていれば、それは手続条例上の「申請」に当たることはない。ただし、「届出」の文言が用いられていても、当該届出に対して行政庁に「諾否の応答をすべき義務」があると解することができる場合は、本条例上の「申請」に該当する。

イ 個別条例等上「届出があったとき、行政庁はその旨（届け出られた内容）を登録、公示等しなければならない」など、届出を契機として行政庁に一定の作為義務が生じることとなる場合がある。この場合は、届出者の内心としての当該行為を求める意思を否定することは困難であるが、当該条例等において、行政庁側の対応（行政庁が調査等に基づき把握した内容を登録するか、全く登録しないこととするか）が届出人に対する応答義務の結果として行われるものと位置づけられているとはいえないものであり、これについては「申請」に該当しない。

【運用】

1 「処分」と「行政指導」の区分の考え方について

条例等で使われている行政上の行為を示す用語からは、それが「処分（不利益処分）」に当たるか「行政指導」に当たるか判断できないものであるが、どちらに該当するかによって、課される手続内容が異なるので、条例等ごとにその区分を明確にした上で、市民の権利利益を損なうことのないよう適切に対処する必要がある。

行政庁の行為が「処分」に当たるか否か（相手方が行政庁の求める作為又は不作為を行う義務を負うか否か）の最終的な判断は、当該行為を規定する条例等の解釈により行われるものであるが、判断に際しての基本的な考え方は、概ね次のとおりである。

(1) 処分性の有無について、条例等の規定により明確に判断できる場合は、それによって区分すること（(2)参照）。また、明確に判断できない場合には、(3)に該当する場合を除き、原則として処分性を有しないものと解すること。これは、処分が市民の権利義務に変動を与える行為であることから、このような場合において積極的に処分と解することは適当でないためである。

(2) 条例等の規定上処分性の有無について判断できる規定がある場合

ア 処分性があると解される場合

(ア) 行政庁の求めに従わない、あるいは応じない場合に、罰則による制裁を課し得るもの

(イ) 「求める」に該当する用語が、「命ずる」「させる」等と規定されるもの（処分性を有しないとする特別の理由があるものを除く。）

(ウ) 「求める」に該当する用語が、「指示する」「求める」「要求する」等と規定さ

れるものであって、以下のもの

- a 行政庁の行為について不服申立てができる旨や当該行為を「処分」とする明示的な規定があるもの
- b 行政庁の行為に従わなければならない旨の義務、その他相手方に義務を課し、その権利を制限することとなる法的効果についての規定があるもの
- c 行政庁の行為に従わない場合には、そのことを直接の理由にして不利益処分による制裁を課し得るもの
- d 条文の規定振りからみて、当該行為を処分と解しないと、整合性のある解釈がなし得ないもの

イ 処分性を有しないものと解されるもの

- (7) 「求める」に該当する用語が、「勧告する」「助言する」「指導する」「依頼する」「要請する」と規定されるもの（処分性を有すると解される特別の理由があるものを除く。）
- (イ) 行政庁の行為（指示）に従わない場合に、改めて、同一内容の作為又は不作為を求める命令をすることができることとされている当該「指示」
- (ウ) 行政庁の行為に従わない場合の最終担保措置が「その旨の公表」にとどまるもの
- (エ) 協力、援助のような本来的に相手方の自発的な意思に委ねられるべき行為を求めるもの

(3) 条例等の規定上、処分性の有無について判断できる規定はないが、処分性を有すると解される場合

ア 許認可等権限に基づく監督を受ける者に対して、条例等の目的を達成するために一定の改善を求める「指示」

イ 災害等の発生又は拡大を防止するため、物理的な危険が切迫している状況の下で必要な対策を講ずることを求める「指示」

2 行政指導の範囲について

「行政指導」は、「一定の行政目的を実現するため」に必要があると判断して特定の者に働きかける（求める）行為であるので、私人間において認められるものと同様な売買・請負等の契約により行う行為や公営企業の経営上の行為等は「行政指導」には含まれず、また、不特定の者に対して行われる要請などは「行政指導」に当たらない。

また、単なる情報提供や相談業務は「求める」行為に当たらず、「行政指導」には該当しない。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。

- (1) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて市長又は徴税吏員がする処分及び行政指導
- (2) 学校、訓練所その他これに類する施設において、教育、訓練等の目的を達成するために、生徒、児童又はこれらの保護者、訓練生等に対してされる処分及び行政指導
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員又は地方公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (4) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導
- (6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上若しくは条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導
- (7) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- (8) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第3章、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章若しくは行政手続条例第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

【趣旨】

処分及び行政指導の内容、性質等は多種多様であり、本条例第2章から第4章までに定める一般的・共通的な手続の対象とすることが適当でないものもあることから、本条例に定める手続を適用することになじまないと考えられるものを適用除外として限定列挙している。

【解釈】

1 第1号関係

地方税の犯則事件には、国税犯則取締法を準用しているので本条例の適用除外とするものである。

「犯則事件」とは、法令違反に関する事柄という意味である。

「徴税吏員」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第3号に定められている。

2 第2号関係

学校等において教育を目的として在学者等に対して行われるものであり、通常の行政庁と一般市民の関係とは性質を異にする関係下にあるものであることから、当該目的を達成するために行われる処分等については、本条例の適用除外とするものである。

3 第3号関係

本号は、地方公務員法の体系の中で適切に処理されればよいとの考え方から適用除外とするものである。

4 第4号関係

宮古市職員採用試験が該当する。試験は、試験・検定という場において示された結果のみをもとにして試験委員等が判断するという特殊な性格のものであり、その性質上、審査基準の公表や理由提示になじまないこと、また、試験・検定自体が一種の事前手続

であり、独自の手続体系とみることが適当であることから、本条例の適用除外とするものである。

5 第5号関係

「相反する利害を有する者」とは、一つの事案に複数の関係者が存在し、それらの間に一方が利益を受ければ、それに対応して他方が不利益を受けるという関係にある場合の当該関係者を指す。

「利害の調整を目的として」とは、利益・不利益についての関係者間に争いがあり、しかも当事者だけではその争いが解決することが困難である状況を前提として、行政庁が、第三者的な立場から当該争いに解決点を見出すことを目的とする場合を指す。

「法令の規定に基づいてされる」とは、行政指導についても法令上の根拠を有するものに限定する趣旨である。要綱に基づく行政指導が本号に当たらないことはもとより、要綱に基づく処分に至っては存在してはならないものである。

6 第6号関係

その場で生じている事態に対応して臨機に適切な措置を執ることが必要なものの中には、その特殊性に応じ、個別法又は条例が職員に当該措置を執る権限を与えているものがある。当該権限に基づき、当該現場において行われる処分については、その場の状況を承知している相手方に対してその場で行われるものであることから、聴聞・弁明手続を執ることは困難であり、また、理由提示を行ういとまがないか、又はその必要性が薄いものである。行政指導についても、現場においてその場の状況に応じて採られる臨機の措置としての特殊性に鑑み、本条例に定める一般的な手続規定をかけることになじまないものである。

7 第7号関係

行政庁がその活動を行うに当たって必要とされる情報を入手することを目的として行う処分及び行政指導全般を対象とするものである。

具体的には、報告徴収、統計調査などがこれにあたる。

8 第8号関係

本号については、手続の過程において行われる処分であって、適用対象とすると、かえって円滑な進行を妨げることとなるため、適用除外としている。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

【趣旨】

行政手続条例は、市民の権利利益の保護に資することを目的とすることから、行政機関相互の関係であって行政手続条例が対象としている市民に対する関係とは異なるものと考えられる一定の場合に、行政手続条例を適用しない旨を定めたものである。

【解釈】

- 1 「固有の資格」とは、行政不服審査法第57条第4項で用いられている場合と内容的に同一のものであり、「一般私人が立ちえないような立場にある状態」を指すものとされている。
- 2 行政指導については、「固有の資格」の有無を問わず、国、県等に対する行政指導は適用除外とされている。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

- 第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
 - 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

【趣旨】

申請の公正な処理の確保、行政庁の判断過程の透明性の向上を図るため、許認可等をするかどうかを条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を当該許認可等の性質に照らしてできるだけ具体的なものとして定め、行政上特別の支障があるときを除き、これを公にしておくことを義務付けるものである。

【解釈】

- 1 「審査基準」とは、条例等の定めに従って許認可等をするかどうかの判断に関する基準であって、条例等の明文の規定は「審査基準」に含まれない。
- 2 「条例等の定め」のみによって判断することができる場合は、判断基準が「条例の定め」に尽くされているので、行政庁は「審査基準」を定めることを要しない。
- 3 「公にしておかなければならない」とは、申請をしようとする者あるいは申請者に対し、審査基準を秘密にしないという趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。
- 4 「行政上特別の支障があるとき」とは、公にすることにより条例等の適正な運用に著しい支障をきたすおそれがある、申請者又は申請をしようとする者の不利益を考慮してもなお公益上の観点から公にしてすべきではないと判断される場合であるが、具体的にはケースバイケースで判断することとなる。

【運用】

- 1 設定した審査基準は、問い合わせに応じて個別に示すことができるようにしておく必要がある。審査基準及び標準処理期間が記載された個表を作成し、当該処分を分掌する課等の窓口等に簿冊として備付けておくこと。また、条例等の明文の定めも審査基準と一体のものとして備付けておくこと。
- 2 審査基準の作成に当たっては、申請者等にとって当該許認可等を得るに当たって準備しなければならないものは何か分かるかという観点から、その内容をできる限り具体化するよう努めること。
- 3 過去に審査実績がなく、申請の見込みがないとき、処分の性質上個々に判断せざるを得ないときなど真にやむを得ない事情により審査基準を策定できない場合は、その理由を個表に記載し、申請者に説明できるようにすること。
- 4 行政庁の裁量が認められている許認可等については、条例等が行政庁の適切な判断を期待して裁量を与えた趣旨に照らし、判断の方針、考慮事項といったものを審査基準とすることも考えられること。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

【趣旨】

行政運営の適正化の観点から、申請に対する迅速な処理の確保あるいは結果通知の遅延防止を図るため、行政庁の行為規範を定めたものである。ただし、処分の性質上行政庁の責に属さない事情により処理（審査）に要する期間が変動するものなどについては、標準処理期間を設定することが困難な場合がありうることから、努力義務にとどめることとしたものである。

【解釈】

- 1 標準処理期間は、適正な申請を前提として設定するものである。次条の規定により形式上の要件に適合しない申請について相当の期間を定めて補正を求めた場合の当該補正に要する期間は、標準処理期間には含まれない。
- 2 「事務所に到達し」とは、申請書持参の場合は受付窓口、郵送等の場合は文書事務を所管する課（総務部総務課）に物理的に到達した時点を指し、各担当部課において、受付印あるいは收受印等の押印等受領した旨の意思が表示されることを要しない。なお、本条の規定により定めた標準処理期間を経過した時点で直ちに違法性が生じるというものではないが、経過すること自体が本条の趣旨に反することになるので、設定した期間内での処理が望まれる。

【運用】

- 1 標準処理期間の算定の際は、通常時において携わる担当者数、現地調査の有無、関係機関との協議、その他事務処理に要する時間等を総合的に勘案し、日数を積算すること。なお、審査基準の個表に当該標準処理日数を併せて記載しておくこと。
- 2 標準処理期間は、いわゆる「受理」の概念を排除しているものであり、標準処理期間の起算日は受理日ではなく、申請の到達した日となることに留意する必要があること。
- 3 標準処理期間は、申請の処理に要する期間の目安として定めるものであり、期間内に行政庁からの応答を受けることを保障するものではない。したがって、期間を経過した場合であっても、そのことのみで、直ちに行政事件訴訟法及び行政不服審査法上の「不作為の違法」を問われるものではないが、期間を経過する場合にはその理由及び事務処理の進行状況等を申請者に知らせるなどの情報提供を行うこと。
- 4 標準処理期間における経由日数及び協議日数を設定した場合は、当該日数を経由機関等に周知するとともに、やむを得ない事情がない限り当該処理期間内に処理を終えるよう経由機関等に対して徹底すること。
- 5 標準処理期間の設定が困難な場合は、その理由を整理しておくこと。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下この章において「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

【趣旨】

申請の到達主義を明らかにするとともに、形式的要件を備えた申請については速やかに実体的審査に入ることを義務付け、形式的要件に欠ける申請については補正を求めるなどして、申請手続の第一歩で、いたずらに遅延することがないように（申請が徒に不安定な立場に置かれることを防止するため）定めたものである。申請書は受け取ったが受理はしていない、との論法は通用しないものである。

【解釈】

- 1 「申請の形式上の要件」とは、申請が有効に成立するために条例等において必要とされる要件のうち、当該申請書の記載、添付書類等から外形上明確に判断し得るものをいう。
- 2 「その他の条例等に定められた申請の形式上の要件」とは、納付すべき手数料が納付されていることなどである。
- 3 行政庁が「相当の期間」を定めて、補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、申請の不備が補正されない場合には、その申請により求められた許認可等は原則として拒否（審査打ち切り）されることになる。注意すべき点としては、申請却下ではなく、あくまでも許認可等をしないという処分を決定し、通知するということである（行政庁の応答義務は、拒否処分をした時点で果たされることになる。）。なお、「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、個々のケースによって判断されるべきものである。

なお、申請書に記載された事項のうち、単純な誤字、脱字等については、行政庁において職権で補正できる。

【運用】

- 1 審査開始義務は、申請が申請の形式上の要件に適合しないものであっても生ずるものであり、形式要件に適合しない申請であってもこれを放置することはできない。
- 2 経由機関が置かれている場合には、申請者が直接行政庁に対して申請することができなくなるものも多いので、申請者の手続上の権利を保障しようとする条例の趣旨にかんがみ、申請がなされたにもかかわらず経由機関において申請の処理が遅延するようなことのないよう留意すること。
- 3 本条は、申請に当たって事前協議等の行政指導を行なうことまでを排除するものではない。事前協議等の行政指導に従うか否かにかかわらず、申請がなされた場合には、行政庁に審査開始義務が生ずることを規定しているものである。なお、行政指導に従わないで申請がなされた場合であっても、審査は審査基準に従って行われるものであり、行政指導に従わないことをもって申請の拒否や不許可処分等を行うことはできない。

(理由の提示)

- 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。
- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

【趣旨】

許認可等の判断の際の慎重性、合理性が担保され、行政庁の恣意が抑制されるとともに、申請者が事後争訟手続（行政不服審査法に基づく不服申立て、行政事件訴訟法に基づく訴えの提起等）により救済を求める際の便宜を図るため、許認可等の拒否処分をする場合に、原則としてその理由の提示を義務付けるものである。

【解釈】

- 1 「許認可等を拒否する処分」とは、申請によって求められた許認可等をしない旨の処分（申請の形式上の要件に適合しないことを理由として申請を拒否する処分を含む。）をいい、不許可、不認可、登録の拒否、不合格、申請の棄却、却下等のその表現振りの如何を問わない。

また、申請により求められた許認可等につき行政庁がその一部を拒否する場合にも、当該拒否部分については理由を示さなければならない。

- 2 「数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合」とは、距離、重量、資本金額等について数値等によりその内容・範囲が画然と定められており、適合・不適合の判断が客観的に行われる場合をいう。

【運用】

- 1 第1項の「当該処分の理由」とは、申請を拒否する根拠となる許認可等の要件又は審査基準の内容やその具体性によって異なると考えられるが、基本的には、当該要件（当該要件に該当しないと判断する上で審査基準を用いた場合には当該審査基準を含む。）と該当する事実を併せたものであると考えられること。

また、提示される理由の程度は、許認可等の性質、当該条例等の趣旨、目的に照らして判断されるべきであるが、理由提示を義務付ける趣旨から、抽象的・一般的なものでは不十分で、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられること。

- 2 理由の提示は、処分時（処分の告知と同時）になされることを要すること。
- 3 「申請者の求めがあったとき」は、拒否処分の通知がなされてから相当の期間内であれば、行政庁は理由を提示すること。しかし、理由提示が事後手続における相手方の便宜を与えるという側面を有することからいえば、通常は、取消訴訟の出訴期間である「処分又は裁決があったことを知った日から6箇月」（行政事件訴訟法第14条）が一応の目安となること。
- 4 処分を書面で行うか、口頭で行うかはその根拠法令に従って決定されるものであり、本条第2項の規定は口頭で処分を行うことを奨励しているものではない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

【趣旨】

行政庁には、第5条の規定により審査基準又は第6条の規定により標準処理期間を定めて公にしておく努力義務が課せられているが、申請者にとっては自分の申請に対する対応状況等が最も気になる場所である。そこで、行政庁は、申請者の求めに応じ、申請の審査の進行状況や処分の時期の見通しを示すこと、市民の便宜を考慮して、申請に必要な情報の提供に努めるべきこととしたものである。

【解釈】

「審査の進行状況」とは、時間的、物理的意味で、当該申請がどのような処理の段階にあるかの情報である。

「処分の時期の見通し」とは、「標準処理期間よりも、～日程度早くなる見込みです。」といった時間的な観点からの情報であり、申請の適否の判断（許可か不認可か）の見通しは含まれないものである。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

【趣旨】

社会経済事情の複雑化、多様化に伴い、申請者以外の利害関係者の事情等を配慮した行政運営が必要になってきている。本条は、申請に対する処分であって、当該許認可等に係る要件においてその利害を考慮すべきこととされている第三者が存在する場合に、行政庁が許認可判断をよりの確なものとするため当該第三者の意向について情報収集することが必要と判断するときは、当該第三者からの意見聴取に係る具体的規定がない場合であっても、適宜の方法により意見聴取に努めるべきことを補充的に規定している。

【運用】

現実の行政庁の許認可判断に際しては、第三者からの意見聴取に努める実益のないケースや、第三者からの意見聴取に努めることが他の公益との均衡上不適切と考えられるケースあるいは行政効率を著しく阻害すると考えられるケースもあることから、意見聴取（公聴会）を開催するか否かは、個々の申請案件ごとに行政庁が適切に判断する必要がある。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡を取り、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

【趣旨】

複数の行政庁が関与する処分にあつては、本来明確であるべき各機関の責任の所在が不明確となりがちなため、往々にして各機関同士で相互の処理の状況を見定め、他の行政庁の許認可を得ること又は許認可を得ることが確実であること等を条件に審査を開始するといった事態を招来し、結果的に処理の遅延をきたす場合もある。このため、関連する申請が他の行政庁で審査中であることをもって自らがなすべき判断を殊更に遅延させてはならないこと、また、関係行政庁は相互に連絡を取り、審査の促進に努めるべきことを訓示的に規定したものである。

【運用】

「殊更に」とは、合理的な理由なくという意味である。

同一の申請者からされた当該申請に関連する申請に対する審査、判断の結果を考慮しなければ当該申請についての判断を行えないなど合理的な理由がある場合でないにもかかわらず他の行政庁において当該関連申請が審査中であることを口実とすることはいうに及ばず、一定の合理的な理由で処理期間が長くなることがあっても、自らが求められた許認可等に係る審査の時期又は判断を下す時期を不必要に引き延ばしてはならないこと。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分するかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

【趣旨】

不利益処分の要件等に関する条例等の定めは抽象的であって、行政庁の解釈・裁量の余地のある場合が多いことから、行政手続の公正の確保、透明性の向上を図るため、行政庁に対し、不利益処分するかどうか又はどのような不利益処分をするかについて、その条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をできる限り具体的なものとして定め、かつ、これを公にしておくよう努めることを定めるものである。

処分基準は、その性質上、あらかじめ具体的基準として画一的に定めることが困難な場合や、処分基準を公にすることにより、脱法的な行為の誘発につながる場合も予想されるので、処分基準の設定、公表については努力義務としているものである。

【解釈】

「公にしておく」とは、「秘密にしない」ということであり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。

【運用】

1 設定した処分基準は、問い合わせに応じて個別に示すことができるように努める必要があるので、処分基準が記載された個表を作成し、当該処分を分掌する課等の窓口には簿冊として備付けておくこと。

また、処分基準とは条例等の定めに従って判断する基準であるので、条例等の明文の規定は処分基準に含まれないが、条例等の明文の定めも処分基準と一体のものとして備付けておくこと。

2 処分基準の設定、公表については努力義務とされているが、設定、公表できない場合にあっては、その理由を説明できるようにしておくこと。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の高金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

【趣旨】

不利益処分の名あて人に対する防御権の機会の付与を定めた規定である。

行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該不利益処分の内容あるいは性質に応じ、聴聞か弁明の機会の付与のいずれかの手続を執らなければならないことを定めるとともに、一定の場合にはその手続を省略し得ることを規定している。

【解釈】

1 第1項関係

「意見陳述のための手続」としては、名あて人となるべき者について審理の場を設定した上で口頭による意見陳述・質問等の機会を与え、名あて人となるべき者等と行政庁側との間でのやり取りを経て事実判断を行う「聴聞」手続、又は処分の原因となる事実に関する意見陳述のための機会（原則として書面による）を与える「弁明の機会の付与」の手続がある。

聴聞か弁明の機会の付与かの判断基準としては、行政側の一方的な意思表示により、許認可等により形成されていた一定の法律関係を直接に消滅させるなど名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分に当たるかどうかである。当たれば聴聞手続をとることとしている。

「行政庁が相当と認めるとき」とは、特に制約があるものではないが、当該事案の事

実関係が複雑で、行政庁とのやり取りの機会を保障して事実評価を行うことが望ましいと判断される場合や、処分の相手方に与える影響が大きなものとなる特別の事情があり、手厚い手続保障を確保する必要があると判断される場合などが想定される。

2 第2項関係

当該処分の行われる個別具体の状況ないし処分の内容の特殊性により、聴聞・弁明手続をとることを要しないと考えられるものを規定している。

第1号については、速やかな公益確保の必要性和相手方に対する手続的権利保障の要請との比較衡量、第2号から第5号までについては、行政効率の確保の要請と相手方に対する手続的権利保障の要請との比較衡量の観点から、本条例に定める聴聞・弁明手続をとることが適当でない、あるいはとるまでもないと判断されるものである。

(1) 第1号関係

「緊急の必要」に該当するものとしては、災害や事故その他非常の事態が発生し、又は発生しようとしている場合など、切迫した危険に対処し危害の発生や被害の拡大を防止する必要があるとき、確認した事実に基づいて、その場で行う必要のあるものなどである。ただし、本号は、補充的に運用されるべきである。恣意的な解釈運用は許されるべきではない。

(2) 第2号関係

条例等上、市内に在住していることなどを要件としている場合に、それらの資格がなかったあるいは失われたことが客観的な資料で証明されるときに行う許認可等の取消や業務停止などが本号にあたる。

「客観的な資料」とは、資格の不存在又は喪失の事実を証明する書類その他の物件であって、処分の名あて人となるべき者の意見を聞かなくてもその証明力に十分な信頼のおけるものを指す。

(3) 第3号関係

「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱い」とは、物に関する取扱い全般を指すものである。当該行為の目的となった物についてその外形、構造、位置関係等を検査・測定し、それが現に要件を満たしていないことから義務違反を客観的に認定することが可能であるので、物の取扱いに限定している。

(4) 第4号関係

相手方が納付すべき金額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、あるいは、相手方に対する金銭の支給を制限する不利益処分は、金銭の持つ特殊性に鑑み、最終的に金額の多寡によって解決されるものであり、行政効率の観点から、事前に意見を述べる機会を与えることなく処分を行い、争いがある場合には事後的な処理に委ねることが適当であると判断し、聴聞・弁明手続の適用除外とするものである。

使用料、手数料、受益者負担金などは、「一定の額の金銭の納付を命じ」に当たる。協力金は含まれない。刑事罰としての罰金及び科料並びに行政罰としての過料は、本条例の範疇外である。

(5) 第5号関係

「規則で定める処分」とは、宮古市行政手続条例施行規則（平成17年宮古市規則第13号）に定めている。

- ・ 条例等の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返還を命ずる処分
- ・ 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

（不利益処分の理由の提示）

- 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

【趣旨】

第8条の趣旨と基本的に同様である。処分の客観性及び判断の公正・公平性、合理性を担保させ、かつ、処分の名あて人に処分の理由を理解してもらうと同時に事後争訟手続上の便宜を図る観点から、理由の提示を義務付けたものである。

【解釈】

- 1 「処分の理由を示す」とは、第8条第1項の解説に準じるものである。
- 「当該理由を示さないで処分すべき差し迫った必要がある場合」とは、差し迫って処分を行う必要があつて、理由を正確に把握し提示するという作業を行ってはいは対策をとるのが遅れ又は状況を悪化させるなどのために、これを示す時間的余裕がない場合をいう。
- 2 第1項ただし書により処分に際して理由の提示を行わなかった場合においても、処分後とはいえ理由の提示を義務付けることで、処分の客観性等を担保させ、かつ事後争訟手続上の便宜を図る必要があることから、処分後相当期間内にその理由の提示を義務付けたものである。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

- 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
 - (2) 不利益処分の原因となる事実
 - (3) 聴聞の期日及び場所
 - (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

【趣旨】

聴聞の通知は、不利益処分の名あて人となるべき者が、自らに対して不利益処分が行われようとしていること及びそれに際し聴聞手続が執られることを認知し、防衛の準備を図るための重要な手続である。

聴聞手続が有効かつ効果的に行われるためには、その名あて人となるべき者が防御の準備を行う上で十分な期間が確保される必要がある。このため、本条では、聴聞の通知の方式について、相当な期間を置いて書面により聴聞の通知を行うことを定めるとともに、名あて人となるべき者の通知の準備に必要な事項及び当該者の所在が判明しない場合の取扱いについて定めるものである。

【解釈】

- 1 「不利益処分の原因となる事実」とは、不利益処分の構成要件に該当する事実をいうが、聴聞の趣旨が没却してしまわないためにも、不利益処分の名あて人となるべき者にとって具体的な事実が認識され、その者の防御権の行使を妨げない程度に記載されることが必要である。

「聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地」とは、聴聞を行うに当たり、文書の閲覧等に関し、聴聞の期日までの連絡・照会等を行う相手方として具体的な対応が可能な事務担当課等の組織名称及びその所在地をいう。

- 2 聴聞手続が、当事者の防御権を保障し、適正な行政の運用を確保することを目的とするものであることから、不利益処分の名あて人となるべき者が行いうる権利行使の具体的な内容を、通知の書面上に記載することを義務付けている。

【運用】

- 1 第1項の相当な期間は、不利益処分の内容、性質に照らして、ケースバイケースで判断されるものであるが、聴聞の通知を行う際には、第3項において、公示から2週間を

経過したときに聴聞の通知が到達したとみなされることから、通知に当たっては当該期間も考慮した上で、聴聞の期日まで十分な期間を確保できるように配慮すること。

- 2 当事者がやむを得ない理由により聴聞の期日の変更を申し出た場合は、その理由が妥当で、処分の時期等の公益への影響がなければ、必要に応じ聴聞の期日を変更することが望ましい。

この場合、やむを得ない理由とは、当事者の責に帰すべからざる理由又は病気等により出頭しないことが客観的に当然と思われる理由などを指すものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

【趣旨】

聴聞に関し当事者の権利利益の保護を十分に保護し、かつ、手続の簡易・迅速化を図る観点から代理人に関する規定を設けるものである。

【解釈】

1 「代理人」とは、本人でない者で、当事者本人に代わり、本人の名においてかつ自己の意思決定に基づき聴聞手続に関する行為をする者をいう。代理人がその権限内でした行為は当事者本人がしたのと同様な効果を生じ、その効力は本人に及ぶものである。

2 代理人の権限は、本人が委任した代理権の範囲内に限定されるものであるが、その代理権の制限ゆえに、聴聞手続の進行上障害が生じることも考えられることから、権限の内容を画一的にしている。

具体的には、文書等の閲覧（第18条）、聴聞の審理における意見陳述等（第20条）、陳述書の提出（第21条）等聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者によって代理人として正当に選任されたことが審理手続を有効に行うための要件であることから、それを事前手続の当初から明確にするために、届出でなく、書面で証明させることとしたものである。

なお、資格証明の書式については特に定めはないが、委任状が一般的と思われる。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、宮古市行政手続法施行細則第9条の規定による代理人の資格喪失の届出を行わなければならない。

【運用】

1 代理人の資格の証明は、代理人資格証明書等の代理人の資格を証明する書類を行政庁に提出することによって行う。

2 代理人の資格や代理人の人数については特別の制限はないが、聴聞の審理における手続を混乱させるなどの行為を行なった場合などには、主宰者が当然保有する聴聞指揮権により聴聞の場から退場を命ずるといった運用により対処していくことが適当である。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

【趣旨】

聴聞を実施するに際し、予定される不利益処分に関し適正な行政判断を担保するとともに、不利益処分根拠条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（関係人）に十分な意見陳述等の機会を与えその者の権利利益の保護を図るため、主宰者は、当該事案に関する関係人に参加することを求め、又は参加することを許可することができることとしている。

【解釈】

「参加人」とは、主宰者から聴聞に関する手続に参加することを求められ、又は許可された当事者以外の者であつて、当該不利益処分根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有すると認められる者をいう。

【運用】

当該不利益処分につき利害関係を有するかどうかの認定は、当該根拠となる条例等の解釈権を有する行政庁が、当該条例等の趣旨に基づき行うことになり、聴聞手続に参加することを求めるためには、自らが利害関係を有するものであることを行政庁に対して疎明することが必要であること。

(文書等の閲覧)

- 第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

許認可等を取り消す処分など、権利の剥奪をする処分となる場合は、当事者間の権利利益に重大な影響があるので、より手厚い反論防御の機会を与える必要がある。このため、聴聞手続の中に文書等の閲覧規定を設け、当事者等がそこで得た情報に基づき意見を述べ自己に有利な証拠を提出できるよう防御権の内容の充実を図ろうとするものである。

【解釈】

- 1 参加人のうち「自己の利益が害されることとなる参加人」に、文書等の閲覧ができるようにしているのは、程度の差はあるとしても、当事者と同様にその者の権利利益が侵害されることに変わりはないので、防御権に関する当事者と同様の手続保障が与えられることが適当と判断したためである。

文書等閲覧請求権が保障される者は、「当事者」と「自己の利益を害されることとなる参加人」である。「不利益処分がされた場合に利益を受ける関係人」には、参加人であっても本条による文書等閲覧請求権は、保障していないものである。

「当該不利益処分の原因となる事実を証する資料」とは、その形式の如何にかかわらず、それが当該処分を行う上でその原因となる事実を証する資料となるのであれば、閲覧の対象となる資料に該当する。

「第三者の利益を害するおそれがあるとき」とは、個人のプライバシーに関する事項や企業秘密が記載されている文書などが該当する。

「その他正当な理由があるとき」とは、閲覧させることで公益上の支障が生じてしまうとき、審理の争点に関係がないものを求められたときなどが該当する。ただし、「第三者の利益」や「正当な理由」に係るものがある場合であっても、要約したものや当該支障のある部分を隠すなどしたものを閲覧に供するべきであり、これと関係ない部分まで閲覧を拒むことは許されない。

- 2 「審理の進行に応じて必要になった資料」とは、聴聞の場において、当事者等と行政庁のやり取り等を通じて新たな事実が明らかになったり、事実を支える証拠が追加された場合の当該新事実を証する書類、物件や証拠物等の資料をいう。
- 3 「日時及び場所を指定する」に際して、特段制約はないが、聴聞期日当日に指定するような運用は、本条の趣旨から許されるものではない。

【運用】

- 1 資料の閲覧を許可することにより第三者の利益を害するおそれがある場合など、正当な理由があるとしてその閲覧を拒む場合にあっては、拒む理由となる部分以外の関係の

ない部分まで閲覧を拒むことはできない。

したがって、閲覧請求の対象となる資料のすべてについて閲覧を拒む理由があると判断するのでなければ、支障がある部分を伏せるなどして閲覧させるものとする。

- 2 聴聞の期日における審理の過程で資料の閲覧請求があった場合に、その資料の閲覧を認めるべきにもかかわらず当該期日において閲覧させることができないときには、当該閲覧に基づき意見を述べる機会を保障する必要があるため、その間は聴聞を終結できない。改めて聴聞の期日を定め、それまでの間にその資料を閲覧させる必要があること。
- 3 資料の閲覧について日時及び場所を指定する場合にあっては、聴聞の期日における当事者等の防御権の行使を妨げることをしないよう、十分な時間的余裕をもって指定するものとする。
- 4 本条の趣旨は、当事者等の反論防御の機会を付与することにあるから、本条に基づき閲覧請求のあった資料については、行政庁は必ずしも写しの交付の義務までを負うものではないが、当事者等から写しの交付を求められた場合は、閲覧請求者の便宜、行政側の事務負担等を考慮し、適切に対処すること。原則的には、特に支障がない限り無料で写しを交付することとし、支障があるかどうかの判断は各課等で行うこととする。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) 当該聴聞の当事者又は参加人

(2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

(3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人

(4) 前3号に規定する者であった者

(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) 参加人以外の関係人

【趣旨】

聴聞の主宰者の選任並びに審理の公正性及び中立性を担保するため、聴聞の主宰者の除斥事由を定めたものである。

【解釈】

- 1 「主宰者」は、聴聞の審理において、関係人に参加許可を与え、審理を進行させて必要に応じ当事者等に陳述等を促し質問を發し、また、審理を終結させ、更には審理の記録を作成するといった聴聞の運営について必要な一切を司るものであり、これは、本条例により授權された主宰者の権能に基づき行われる。具体的には、第17条（参加人）、第20条（聴聞の期日における審理の方式）、第22条（続行期日の指定）、第23条（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）、第24条（聴聞調書及び報告書）に定める権能及び聴聞の審理の場における秩序維持、議事整理権等の聴聞指揮権を行使することになる。
- 2 主宰者の公正性及び中立性を明確にするため、当事者等、親族関係にある者、法定代理人等、利害関係人等は、主宰者になることができないとしている。

【運用】

- 1 本条は、不利益処分を行う立場にある課等の責任者を主宰者に指名することを排除するものではないが、当該責任者以外の職員を主宰者に充てることが可能な場合にあっては、市民の聴聞運営への理解に資する観点から、当該責任者以外の職員を主宰者に指名することが望ましい。
- 2 主宰者の指名後、当該主宰者が第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、審理の公正性、中立性を担保する趣旨から、速やかに新たな主宰者を指名するものとする。

(聴聞の期日における審理の方式)

- 第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

【趣旨】

聴聞の期日における審理の方式を定めるものであり、審理の実態を念頭に置き、主宰者、当事者等の権能として予定し確保されるべき手続等として、冒頭手続、当事者等の防御権としての意見陳述権及び質問権、主宰者の権能としての求釈明権等聴聞の進行に関する手続等を定める。

聴聞の期日における審理の公開については、当事者等のプライバシーが侵害されるおそれがあることや、審理の実施に際する行政庁の事務負担等の問題もあり、また、本条例により聴聞等に関する手続保障が具体的かつ手厚く付与されることを踏まえ、原則として非公開としているものである。

【解釈】

- 1 「補佐人」とは、行政不服審査法第25条第2項に規定されている補佐人と同趣旨であり、聴聞の場において、不利益処分の原因となる事実について専門的知識をもって当事者又は参加人を援助できる第三者をいい、当事者又は参加人の発信機関としての立場から事実上又は法律上の陳述を行う者である。

補佐人と代理人との差は、当事者又は参加人とともに出頭しない限りなにもしえないところにある。補佐人の補足した陳述は、当事者又は参加人の陳述として効力を有する。

- 2 聴聞手続の趣旨は、不利益処分を受けることが予定される当事者に対する反論防御権を保障しようとするものであり、また本項は、当事者等の主張の内容をより明らかなものとし、もって当事者等の権利利益の保護に資するとの趣旨で規定するものである。

したがって、処分する側である行政庁に新たに一般的な調査権限を付与する結果となるような運用が許されるものではない。

- 3 当事者及び参加人全員が聴聞の期日に出頭しないと審理が行えないというのでは、行政運営上の支障が生じないとも限らず、また、聴聞は、当事者等の意見を述べる機会を与えるものであるという趣旨からは当事者等のすべてが必ずしも出頭しないと聴聞の意味をなさないというものでも必ずしもないので、こういった取扱いを明確にするための規定である。

- 4 「公開することを相当と認めるとき」とは、当事者が公開を求めている場合であって、当事者等に対する手続保障の観点から望ましいと判断される場合あるいは社会的関心が

高い、公益性の観点から公開するほうが妥当と判断されるような場合をいう。

【運用】

- 1 質問権について主宰者の許可に係らしめているのは、質問権が濫用されることで、聴聞の審理に混乱を来たすおそれがあることを配慮したものであるが、主宰者において当該質問が当事者等の防御権の行使の上で必要なものと疎明されれば、当然それを許可することが必要である。
- 2 補佐人の出頭許可については、当事者等の防御権の適正な行使又は聴聞の審理の円滑な進行の上で必要と認められる場合には、本条例の趣旨から当然にそれを許可することが必要である。
- 3 聴聞に際して参考人（特定の分野において専門的知識を有する第三者等）の出頭を求め、意見を聴取する手続までは定めていないが、必要に応じ、参考人から意見聴取することを排除しているものではない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

【趣旨】

聴聞の期日への出頭及びそれに代わる書面の提出の選択は、一般的に当事者又は参加人の意思に委ねるのが適当であり、また、当事者等の権利利益の保護の観点からも、聴聞の期日に出頭できなくても、それに代え陳述書を提出することができる旨配慮することが適当と考えられるので、陳述書の提出について規定したものである。

【解釈】

「陳述書」とは、聴聞期日における当事者等の意見陳述に代わるものとして、当事者等が陳述内容を記載した書面のことをいう。

【運用】

1 陳述書及び証拠書類等の提示の方法については、当該陳述書等又はその写しを提示する方法によることとなるが、陳述書については、提示を求める者が了解する場合には、口頭でこれを読み上げることもできると解されること。

2 主宰者は、当事者等からの求めがあった場合は、聴聞を指揮する立場から当該陳述書等を示すかどうかを判断することになるが、陳述書については、意見陳述に代わるものなので、基本的に陳述書を他の当事者等に示すことを拒むことができないものと解されること。

一方、証拠書類等自体については、これを提示することにより提出者又は第三者の正当な利益を害するおそれのある場合には、その部分について提示を拒むこととしてもやむを得ないものと解されること。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

【趣旨】

当事者等の権利利益を保護し、公正な処分の決定を確保する上で、聴聞の期日における審理は十分に尽くされる必要がある。このため、聴聞の期日における審理を行った場合において、当事者等の意見陳述等が尽くされていないと判断される場合など、主宰者がなお当該聴聞を続行する必要があると認める場合について、主宰者が続行期日を指定し聴聞を続行できるよう措置するものである。

【解釈】

当事者が聴聞の期日に出頭しなかった場合には、第23条に該当する場合を除き、その当事者に意見陳述等の機会を与えるため、改めて聴聞の期日を定めることとなるが、その場合には、本条の適用を受け、聴聞の期日の指定等については本条の定める手続によることとなる。

最初の聴聞の通知は行政庁が行うものであるが、2回目以降の期日の通知については、聴聞の続行の判断が主宰事務に含まれるので、主宰者が行うこととしているものである。

【運用】

続行期日の指定に関し、なお聴聞を続行する必要があるかどうかの判断については、当該事案について当事者等の防御権を保障する上で、その意見陳述等の機会が十分に与えられたかどうか等の観点に照らし、本条例の趣旨を十分に踏まえてこれを行うこと。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

【趣旨】

当事者が聴聞に係る権利手続を放棄したとみなせるような場合などの聴聞の終期を明確にする必要があるため、そのような場合の聴聞の終結について規定するものである。

【解釈】

1 「正当な理由」とは、当事者の責に帰すべからざる理由（天災、交通機関の途絶等）又は出頭しないことがやむを得ないと認められる理由（入院をしている場合、海外出張中である場合等）を指す。

参加人については、正当な理由があるか否かにかかわらず、期日に出頭しなかった場合には聴聞が終結されることとしている。

2 「前項に規定する場合のほか」とは、「当事者が正当な理由があつて聴聞の期日に出頭できない場合であっても」ということである。このような場合であっても、当該当事者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めず、かつ、期限を定めての陳述書等の提出もないときは、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができるものとする。

(聴聞調書及び報告書)

- 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

【趣旨】

聴聞調書及び報告書は、当該処分を決定するに際しての判断の基礎となるものであるから、その作成手続等を明確にしたものである。

【解釈】

- 1 「調書」とは、聴聞における審理の経過を記載するものであり、具体的には、不利益処分の原因となる事実、聴聞の場において出された主な質問及びそれに対する回答、当事者及び参加人の述べた意見及びやり取りの経過、出席者の氏名、聴聞期日、提出された証拠書類等を記載するものである。

調書は、各回の聴聞ごとに作成されるものであるが、聴聞の期日に聴聞が行われなかった場合で第23条により聴聞を終結する場合には、聴聞の期日における審理がおこなわれることなく聴聞が終結されるので、その段階で調書を作成することになる。

- 2 「報告書」とは、主宰者が、審理の場でのやり取りや提出され陳述書等を踏まえて、当事者及び当事者と同方向の利害関係を有する参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載するものである。報告書における主宰者の意見の記載方法については、客観的な証拠の有無、当事者等の主張等に関する心証等に基づいて、公正・中立的な立場から、当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載することとなる。
- 3 聴聞調書及び報告書は、不利益処分の決定に当たって十分に参酌され重要な基礎となるべきものであることから、手続の透明性の確保や事後手続の便宜に資する観点から、当事者又は参加人はこれらの閲覧を求めることができるものとしている。

【運用】

- 1 調書の作成に当たっては、行政庁が不利益処分の決定についての事実認定を行う上で重要な基礎となるものであり、適正かつ的確な記載に努めること。

当事者等から証拠書類等が提出された場合は、当事者等の行った陳述との関係が明確になるように記載すること。

- 2 聴聞調書については、当事者等が次回の聴聞の期日において防御権を行使する上での便宜にも配慮して、聴聞の期日における審理終了後に当該調書が作成の遅滞により、本項の趣旨を損なうことのないように留意すること。
- 3 調書及び報告書の行政庁への提出に当たっては、あわせて当事者等から提出された証拠書類等を添付すること。
- 4 調書及び報告書が行政庁に提出されるまでの閲覧の求めについては、主宰者がこれに対応すべきものであることに留意すること。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

【趣旨】

聴聞が終結した場合であっても、不利益処分を行う前に不利益処分の原因となる事実の範囲内で、当該事実関係の判断を左右し得る新たな証拠書類等を行政庁が得た場合などについては、当該証拠書類等に基づき再度審理を行わせることが必要であることから、このような場合についての聴聞の再開について規定している。

【解釈】

「聴聞の終結後に生じた事情」とは、聴聞の終結後に不利益処分の原因となる事実について、行政庁等が新たな証拠書類等を得た場合や既存の証拠書類等に瑕疵があったような場合などをいう。

【運用】

処分の原因となる事実以外の新たな事実又はこれに関する証拠が判明した場合には、同一の処分となるものであっても、その原因となる事実が異なることから、当該事実を原因として処分を行おうとする場合には、新たに聴聞を行うこととなる。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

【趣旨】

調書及び報告書は、聴聞手続の記録そのものであり、行政庁の行う不利益処分にその成果が反映されない場合には聴聞を行う意義が没却することにもなるので、行政庁が不利益処分の決定を行う場合は、これらを十分に参酌して不利益処分をしなければならないこととしているものである。

【運用】

- 1 「参酌」とは、調書の内容や報告書に記載された意見等の「事情を十分に考慮して程よく取り計らうこと」の意味であり、行政庁は、調書の内容等を十分に考慮しこれを酌み取って不利益処分の決定を行う必要があること。
- 2 不利益処分の決定に当たっては、調書の内容を十分に参酌するものであるが、聴聞の対象となった不利益処分の事実以外の事実に基づいて不利益処分をすることがあってはならないこと。この場合には改めて当該新事実について聴聞を行うことが必要であること。
- 3 行政手続法においては、第27条（不服申立ての制限）、第28条（役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例）を規定しているが、不服申立ての制限は条例では規定できないこと、役員等の解任等を命ずる不利益処分については、行政手続条例で規定しなかったことにより、いずれも行政手続条例では対応する規定を設けていない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

【趣旨】

行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者から弁明がなされれば、これを斟酌して正式の処分の決定（処分をしないという決定も含む。）を行う必要がある。このために、事前手続としての弁明の機会の付与の方式について規定を設けるものである。

【解釈】

1 弁明書の提出

弁明手続を明確にすること、簡易迅速な防御手続を確保すること、事務処理の上で合理的であることなどから、弁明は原則として書面を提出して行うこととしている。

2 証拠書類等の提出

当事者の権利保障のために、弁明による主張だけでなく、当該主張を裏付ける証拠書類等の提出も当然に認められるべきであることから、証拠書類等の提出について規定している。

【運用】

1 口頭による弁明の機会の付与は、聴聞手続のように、口頭によるやり取りを行うことまで認めたものではないが、不利益処分の名あて人の権利の行使を妨げるもののないよう留意すること。

2 口頭による弁明の機会の付与を行う場合にあっては、本条例の種子を確保していく上で、弁明を受ける職員は、その弁明内容を的確に記録し適切な管理に努めること。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

【趣旨】

第15条（聴聞の通知の方式）の規定を参照。

【解釈】

本通知をしたにもかかわらず、当事者から提出期限までに何ら応答がない場合については、一般に意思表示は到達したときから効力を生じるのが民法上の原則であり、この到達主義の原則は行政訴訟上においても適用されているため、一般的には当該期限を過ぎれば弁明の機会を与え終えたことになるものと解される。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

【趣旨】

聴聞における不利益処分の名あて人になるべき者の所在が判明しない場合の取扱い及び代理人の規定を、弁明の機会の付与について準用する。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

【趣旨】

行政指導のあるべき姿を確認的に規定したものである。

行政指導は処分性を有しない行政の行為形態であり、処分性を有しない以上強制力を伴うものではないものである。ゆえに、条文上「相手方の任意の協力によって実現される」と確認的に規定している行政指導により求められた行為に従うか従わないかは、あくまでも相手方の自由である。

【解釈】

1 「当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと」とは、行政庁が一定の行政目的を実現するためにその任務又は所掌事務の範囲内において一定の作為又は不作為を求める行為であり、行政指導に携わる者は、当然に行政庁の任務又は所掌事務の範囲を超えて行政指導を行うことはできないものである。

「相手方の任意の協力によって実現されるものであること」とは、行政指導は、行政庁が、相手方に一定の作為又は不作為を求める行為であるが、処分のように当該相手方に義務を課したり権利を制限したりするような法律上の拘束力を有する手段によって求める内容を実現するものでもなく、あくまでも相手方の任意の協力を前提としているものである。

2 「不利益な取扱い」とは、行政指導に携わる者が、行政指導に従わなかった者又は行政指導に関する苦情の申出をした者に対して、行政指導を受ける以前には得られていた利益を損なわし、又はそれまで被っていなかった不利益を与えるようなことを、制裁的な意図をもって行う行為をいう。

行政指導に協力を得るための方策として、行政指導に従ってくれる者に対し、助成を行なうなどの奨励制度を設けた場合に、従わなかった者が助成を受けられなかったとしても、ここにいう「不利益な取扱い」には当たらないものである。

【運用】

1 法律等上「勧告に従わなかった場合」に改善命令や許認可等の取消しを行うことになっているものがあるが、このような場合においても、勧告等の行政指導を行なう段階において改善命令等を行いうる法令上の要件が既に生じているものの、直ちに処分権限を発動するのではなく、事前に自主的な改善を促すために行政指導を行い、相手方に自主的に改善する意思が無いことを確認した段階で処分権の発動を認めるものであるときは、「行政指導に従わなかったことを理由とした不利益な取扱い」には当たらない。

2 法律等上、勧告等の行政指導に従わない場合にその旨を公表することができることが規定されている場合にあっては、これが、相手方が一定の作為又は不作為を行わないと市の機関が実現しようとする行政目的が実現されない状態が存在し、そのまま放置する

ことが公益上支障を生じ又は市民に被害を及ぼす等の自体が予想されるような場合に、市民に対しその情報を提供することによって市民の自己防衛を期待して行われるもの等その意義を照らして、法的に公表することが認められたものと考えることができるものであることから、本条の「不利益な取扱い」には含まれない。

しかしながら、法律等上の根拠によらずに事実上行われる公表については、市民に対する情報提供機能を有する一方で、公表されることにより経済的損失を与えるなどかなりの不利益を被ることもあって、その相手方に対する社会的制裁としての機能を有する面があり、何を公表するかにもよるが、場合によっては本条の「不利益な取扱い」に当たった場合もあると考えられることに留意しなければならない。

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請（法律等又は県条例等に基づくものを含む。以下この条において同じ。）の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

【趣旨】

行政指導によって申請を取下げ又は内容を変更した場合については、行政不服審査法等に基づく行政上の不服申立て、行政事件訴訟法に基づく公告訴訟等によっては救済を受けることができず行政指導に従ったことによる損害等が生じても救済の機会が失われるおそれがある。

行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表明した行政指導については、慎重に行なわなければならない、当該行政指導に携わる者に対して、申請者の権利侵害とならないよう留意すべきことを規定したものである。

【解釈】

- 1 相手方の意思を制圧するような態様で行なわれる場合には、事実上の強制力の行使と同視され、もはや行政指導の域を超える行為となり、違法性を帯びる。そういう事態を生じることのないようにとの確認的規定である。

なお、申請書の記載事項の不備、必要な添付資料の不足等の申請の形式上の要件に適合していない申請があった場合に、その補正を求める行為は、「申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導」に当たらない。

- 2 「当該行政指導に従う意思がない旨を表明した」場合とは、なんらかの形で明確に申請者の意思が明らかにされれば足りるものであり、必ずしも文書である必要はない。
- 3 「当該申請をした者の権利」の考え方としては、権利の濫用などを除いた「正当な権利」であって、様々な法的保護の意味での申請権であり、その権利の行使に当たっては、申請者も社会の中で共同生活を営むものであるから、当然に社会的節度を伴うもので制約や限界があると考えられる。したがって、申請者の対応がこの制約を超えた権利濫用的である場合に、申請者の再考を促すために行政指導を続けることは、必ずしも許されないものではない。

【運用】

- 1 本条の規定は、第7条の審査・応答義務と密接に関連するものであり、行政指導の継続が第7条の義務違反とならないか留意すること。
- 2 申請を行わないように求める行政指導については、申請者がこれに従う意思が無い場合には、当該行政指導を拒否して申請書を提出すれば、第7条による審査開始義務が生ずることから特段の規定を設けていないが、第30条の一般原則が適用される（行政指導に従わなかったことを理由とした不利益な取扱いの禁止）ことは当然である。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

【趣旨】

許認可権限を見え隠れさせて、行政指導を行なうことは、許認可等をうけて活動している者にとって、その意向に反しにくい面があり、事実上相手方に強制していることと変わらない。そのため、許認可権限の行使の対象となる者を相手方とした行政指導に携わる者は、その相手方の判断の任意性を損なわぬよう特に慎重に行なうべきことを規定したものである。

【解釈】

- 1 「許認可等をする権限」とは、申請に基づいて許可、認可等の処分（拒否処分を含む）を行う権限をいう。
- 2 「許認可等に基づく処分をする権限」とは、許認可等に係る行為の適正化を図るための行政調査、改善命令、当該許認可の効力の停止措置、許認可等の取消、許認可を受けないで行為を行っている者に対する是正措置等をいう。
- 3 「殊更に示す」とは、本来権限を行使できない又は行使する意思がないのに、行政指導に従わなければ、すぐにでも当該権限を行使するようなことを示唆したり、当該権限に基づいて何らかの不利益な取扱いを行い得るようなことを暗示する等、殊更に権限を有することを利用して相手方に行政指導に従わざるを得ないように仕向けることをいう。

【運用】

- 1 本条は、改善命令又は許認可等の取消ができる状態にあるのに、すぐにはこれを行わないで、勧告等の行政指導で自主的に是正させようとする事自体を制限する趣旨ではない。
- 2 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行なった結果等の状況によっては行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使しえる根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書（前項の書面を含む）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

【趣旨】

行政指導を行なう場合には、それが口頭によると書面によるとを問わず、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないことを基本原則として定め、行政指導を口頭で行なった場合においても、相手方からの書面の交付を求められたときには、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないこととした。

【解釈】

1 「責任者」とは、当該行政指導を行なうこと、その実施方法を実質的に判断し決定した者であり、当該行政指導が、担当者の判断によるものであるか、最終的な権限を有する者の意志に基づくものであるか等のレベルの判断によって行なわれているものであるかを示すものである。各所管課において、行政指導の指針あるいは要領のようなものを設けて、それに従って行政指導を行なっている場合の責任者は、当該指針等の決裁権者ということになる。また、個別具体の場面において担当者が判断して行なう場合には、当該担当者が責任者として示されることとなる。

2 行政指導に携わる者（職員等）が、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、手続保障の観点からその根拠を示すべきであり、相手方において行政機関が当該権限を正当に行行使し得る旨を認識して、当該行政指導に従うか否かを合理的に判断できるようにすることが、権利利益の保護の観点から必要である。

そのため、その根拠となる法令の条項等を示さなければならないとするものである。

3 「その場において完了する行為」とは、行政指導の相手方が現にいる場合において完了することができる行為をいい、次のようなものをいう。

- (1) 緊急に対処する必要があるなどその場において時を移さずに行わなければ意味が無いもの

(例)災害の発生に伴って緊急に避難するよう勧告する行為

(2) 一過性のものであって、相手方がその場においてのみ特定され、その場その時を離れてしまえば具体的に求める意味がなくなるもの

(例)法令に違反するような行為を行なおうとしている者に対して、当該行為を止めるように求めるような行為

(3) 求められた行為がそれを行うかどうか改めて検討して判断を要するようなものではなく、その場において対応し得るようなものであって、その場においてし終えてしまったもの

(例)不法に物を置いている者に対してそれを除去するよう求めて、相手方がその場で除去した場合

4 第4項第2号関係

(1) 既に一度書面をもって行政指導を行ない、未だ相手方がその求めた行為を行わず行政目的が実現できない状態にあることから引き続き同じ行為を求める行政指導を行なう場合

(2) 相手方が行うべき義務等が条例等の規定に基づき文書で通知されており、その履行を促すために行政指導を行なう場合

(例)督促状が送付されている者に対する履行の督促、改善勧告書が出されている者に対する改善措置の実施の求め

【運用】

1 第2項各号に掲げる事項については、当該行政指導の相手方が、当該権限の根拠及び要件並びに当該権限を行使し得る理由を明確に認識し得るよう具体的に示す必要がある。各事項を下記具体例のようにそれぞれ分けて示すか、各事項を一括して示すかは任意であるが、当該行政指導の相手方がこれらの事項を明確に認識し得ることが必要である。

具体例

「あなたの〇〇という行為が、…法第△条の規定に違反することが認められたため、～業務の運営の改善措置を講ずるよう指導します。

また、この指導に従わず、業務の運営の改善が確認できない場合や、再び違反行為があった場合には、以下のとおり、～業務に関する許可が取り消される場合があります。

(1) 許可取消処分 of 権限を行使し得る根拠となる法令の条項（行政手続法第35条第2項第1号）……法第○条

(2) 上記の条項に規定する要件（行政手続法第35条第2項第2号）…法第○条第△号の政令で定める技術的基準に適合しないこと。

(3) 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由（行政手続法第35条第2項第3号）
あなたの〇〇という行為が、許可取消処分の要件である…法第○条第△号の政令で定める技術的基準のうち…施行令第●条第▲号に定める「□□」という類型に該当しないため」

2 書面の交付は、必ずしもその場において行わなければならないものではなく、事後的でもよいものであるが、基本的には、行政指導を受けた相手方が、その求められた行為を行なうか否かを検討するために具体的内容を文書により確認する意味を含むものであり、できるだけ速やかに交付する必要があるものである。したがって、書面交付請求が予想される場合などにおいてはあらかじめ準備しておくなど、速やかに書面交付ができるようにしておくこと。

なお、行政指導の内容等を書面で明らかにすることが、相手方の協力を得るために有益であることにも留意し、書面の作成に当たっては具体的かつわかりやすく記載すること。

3 第3項で規定する書面は、行政文書であることを要しないが、その性質上、市の行う行政指導について交付する文書であることから、交付に当たっては行政文書としての手続を踏んでおくことが適当であること。

4 第3項に規定する「行政上特別の支障」に該当するか否かについては、基本的にケースバイケースの判断によるものであり、行政指導を行なう機関において判断することになるが、既に口頭で行った行政指導についてこれを書面化するものであることから、これを拒みうる「行政上特別の支障」とは、口頭で趣旨、内容、責任者を明らかにすることはできても、書面を交付することによってその内容が一般に明らかになり、行政目的の実現が妨げられるおそれを生ずる場合などに限られるものであり、本条例の趣旨を損なう運用が行われることの内容に留意すること。

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

【趣旨】

行政指導を行なうに際しての明確性、公平性の確保である。ある同種の一定の行為を行なう者に対しては、相手方を問わず、同種同等の行政指導を行なうといったようにある程度画一的な処理を要求される。取扱上差別が生じないように、また、相手方に予測可能性を与えるよう行政指導を行なう場合の方針、基準について、当該市の機関において、これを「行政指導方針」としてあらかじめ定めるとともに、公表すべきことを規定している。

【解釈】

- 1 「行政指導方針」で定める事項は、「当該行政指導を行なう趣旨（目的）」、「その対象となりうる者の範囲又は該当する行為」、「その対象となる者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容」、「当該行政指導を行なう場合の責任者に関すること」等である。
- 2 「公表の方法」としては、当該方針を要綱として公示する方法、判断基準としての要領等をホームページに掲載する方法、パンフレットを配布する方法等が考えられる。

【運用】

- 1 行政指導に当たっては、単発的に行われるものを除き、本条の趣旨に照らして当該行政指導が類型化できるときは、できる限り指針を定めてその趣旨、内容、責任者を明確にし、関係者への周知に努めること。
- 2 業界団体に対してその団体内の事業者に対する指導を求める行為は、当該団体に対する行政指導に該当するので、第33条の適用を受け、当該団体から求めがあれば書面を交付する必要がある。また、その内容が、市の機関が事業者に対する行政指導を行なう場合の指針となるべきものであるときは、本条の適用も受け、本条の規定に従い公表する必要があること。

（行政指導の中止等の求め）

- 第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
 - 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

【趣旨】

行政指導は、相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方の権利利益の保護を図る観点から、相手方からの申出を端緒として、当該行政指導をした市の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律又は条例の規定に違反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずることとするものである。

ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、事前に意見を述べる機会が付与されているので、この求めを行うことができないこととしている。

【解釈】

- 1 「行政指導の中止等の求め」とは、法律又は条例に基づく行政指導を受けた者が、行政指導が法令の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出であり、これが条例上の手続として位置付けられる。

対象者は、市の機関からの「行政指導を受けた相手方」で、対象となる行政指導は、処分等の求めと同様の理由で「根拠となる規定が法律又は条例に置かれているもの」に限定している。
- 2 「法令に違反する行為の是正を求める行政指導」とは、法令に違反する行為自体の中

止や適法な状態へ回復する措置その他の法令に違反する行為を改めただすことを内容とする行政指導をいい、具体的には、法令に違反する行為をした者に対して行われるような行政指導を指す。

- (1) 法令に違反する行為（法令に規定されている義務又は要件に反する行為をいう。）自体の解消を内容とするもの
 - (2) 法令に違反する行為自体は終了しているが、当該行為によって生じた影響の除去又は現状の回復を内容とするもの
 - (3) 法令に違反する行為自体は終了しているが、当該行為の再発防止を内容とするもの
- なお、個々の行政指導が本条の対象となるか否かについては当該行政指導の法令上の要件が「必要があると認めるとき」とされている場合など、法令に違反する行為があることが明文上の要件とされていない場合も含めて、法令に違反する行為を改めただすことを内容とする行政指導か否かという観点から、個別の事案ごとに判断する。

3 「その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているもの」とは、行政指導を行う権限及びその要件が法律又は条例に規定されているものをいい、市の機関の任務又は所掌事務を定める規定に基づいて行われる行政指導は含まないものとする。

4 「弁明その他意見陳述のための手続を経て」とは、当該行政指導を行うことについて、その相手方となるべき者が意見を陳述する機会が付与されたことをいう。

これには、弁明手続に限らず、当該行政指導を行うことについて、その相手方となるべき者の意見を聴取する機会を付与した場合も含まれるが、行政指導の相手方となるべき者に対し、書面などにより、行おうとする行政指導の内容及びその理由（根拠条項、原因となる事実等）を明らかにした上で、当該行政指導を行うことについて意見を陳述する機会が付与されたものである必要があり、行おうとする行政指導の内容等を明らかにすることなく、単に当該行政指導の原因となるべき事実の有無について意見を聴取したにとどまる場合などは、該当しない。

また、行政指導の相手方となるべき者に対し、意見を陳述するために十分な期間を定めて意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、正当な理由なく何ら意見が提出されなかった場合などは、「意見陳述のための手続を経て」に含まれる。

なお、「弁明その他意見陳述のための手続」の方法については、特に限定はない。

5 申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該行政指導を中止するなどの必要な措置をとらなければならない義務を負う。しかし、そのような義務を履行するためには、申出人から必要な事実が適示されていないければ、当該市の機関はどういった事実について、どのような調査を行わなければならないか等を判断することができない。

そこで、必要事項を記載した申出書を提出して申出を行うことを要件として定めたものである。

6 「必要な調査」とは、当該行政指導の根拠となる法律又は条例に規定する要件に違反するか否か、違反がある場合はその違反の内容、程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査をいう。

7 申出を受けた市の機関は「処分等の求め」と同様に「必要な調査」を行う義務を負う。

具体的には、当該行政指導を決定した決裁文書やこれに至る経緯を記した文書その他参考となる文書、根拠法令や基準等の解釈を確認するほか、関係職員への聴取等を行うことが考えられる。

- 8 「当該行政指導の中止その他必要な措置」とは、当該行政指導がその根拠となる法律又は条例の規定に違反する場合に、その是正のために必要となる措置である。当該行政指導が継続している場合には、その中止又は変更、行政指導がされたことを公表することにより相手方が社会的信用の低下等の不利益を受けている場合には、併せて当該行政指導が違法であった旨を公表し、相手方の社会的信用を回復すること等、当該行政指導の内容や相手方が受けた不利益の内容等に応じ、適切な措置を講ずる必要がある。

【運用】

- 1 申出書の書式については、法令上の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることが可能である。
- 2 第2項第5号の「当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料する理由」については、例えば、行政指導の要件に適合するという市の機関の判断が誤っていることや、当該行政指導が事実誤認に基づくものであることを具体的かつ合理的に示すなど、「要件に適合しない」と考える具体的かつ合理的な根拠を示す必要がある。
- 3 申出書の記載が具体性を欠いていても、申出の対象となる具体的な行政指導が特定され、当該申出を受けた市の機関が「必要な調査」その他の本条第3項に規定する措置をとるに当たって特段の支障が生じない場合には、相手方からの申出を端緒として行政指導をした市の機関が改めて調査を行うという本制度の趣旨に照らし、「必要な調査」を行う等の本条第3項に規定する対応をとること。
一方、申出書の記載が具体性を欠いており、申出の対象となる具体的な行政指導が特定されない場合であっても、行政指導がされた際に申出書の記載事項である「当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項」や「前号の条項に規定する要件」がその相手方に具体的に示されていなかったため、当該申出をしようとする際に具体的に記載することが困難であった事案が想定される。このような事案については、当該申出を受けた市の機関が当該申出書の記載が具体性を欠いていることを理由に、不適法な申出として取り扱うことは許されず、申出人に当該行政指導の内容を確認するなどの対応とすること。
- 4 申出書に軽微な記載上の誤りがあっても、申出を受けた市の機関が「必要な調査」その他の本条第3項に規定する措置をとるに当たって特段の支障が生じない場合には、上記3と同様に、不適法な申出として取扱うことなく、「必要な調査」を行う等の本条第3項に規定する対応とすること。
- 5 市の機関は申出書を受けて当該行政指導の根拠となる法律又は条例に規定する要件に違反するか否かを確認する必要があるが、申出書の記載に具体性がなく、その確認が困難な場合や、既に詳細な調査を行っており、事実関係が明らかで申出書の記載によってもそれが揺るがない場合などは、市の機関の判断により、改めて「必要な調査」を行わない場合もある。
- 6 申出を受けて市の機関が行う「必要な調査」等の対応については、手続の公正性の観

点から、当該行政指導に実質的に関与した職員や当該行政指導について利害関係を有する職員以外の職員が行うこととする。

- 7 申出を受けた市の機関の対応の結果については、条例上、申出人に対する通知義務を課すこととはしていないが、市の機関は、行政指導の相手方の権利利益の保護等に資する観点から、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めることとする。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

【趣旨】

一般に、法令に違反する事実がある場合には、市長等は、その権限を適切に行使する責務を負っている。しかし、市長等が市内における法令に違反する事実を全て把握することは現実には困難であることから、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うこととするものである。

【解釈】

- 1 「処分等の求め」とは、何人も、法令に違反する事実を発見した場合に、行政庁又は市の機関に対し適正な権限行使を促すことができる条例上の手続である。その申出の対象となるのは、本市が条例等違反行為の是正のために行う行政処分及び行政指導である。ただし、行政指導については、根拠が法律又は条例に明記されているものに限る。これは、根拠が法律又は条例に置かれている行政指導については、一般的に行政指導を行うに当たって行政機関がより慎重な判断をしたという重みがあると受け取られ、また、後続する措置と関連づけて規定されることが多いこと等により、相手方に事実上の不利益が生ずるおそれがより大きいことが考えられることから、これらに限定したものである。
- 2 「法令に違反する事実」とは、法令に規定されている義務又は要件に反する事実をいい、「法令に違反する事実がある場合」とは、申出の時点において法令に違反する行為又は状態が反復継続している場合に限らず、申出の時点では法令に違反する行為又は状態自体は終了している場合も含まれる。
- 3 「その是正のためにされるべき処分又は行政指導」とは、法令に違反する事実自体の解消や適法な状態へ回復する措置その他の法令に違反する事実を改めただすことを内容とする処分又は行政指導をいう。
- 4 申出を受けた行政庁又は市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない義務を負う。しかし、そのような義務を履行するためには、申出人から必要な事実が適示されていなければ、行政庁又は市の機関はどういった事実について、どのような調査を行わなければならない

いかを判断することができない。そこで、必要事項を記載した申出書を提出して申出を行うことを要件として定めたものである。

5 申出を受けた場合、行政庁又は市の機関は「必要な調査」を行う義務を負う。「必要な調査」とは、当該行政指導の根拠となる法律又は条例に規定する要件に違反するか否か、違反がある場合はその違反の内容、程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査をいう。具体的には、現場や関係文書、帳票等により状況確認し、違反すると指摘された法令及びその是正に関する法令や基準等の解釈を調査し、これらの要件該当性の判断材料を収集することが考えられる。

6 「必要があると認めるとき」とは、必要な調査の結果に基づき、法令に違反する事実があり、その是正のために処分又は行政指導をする必要があると当該行政庁又は市の機関が認めるときを指す。

他方、必要な調査を行った結果、次のいずれかに該当する場合など、「必要があると認めるとき」に該当しない場合には、求められた処分又は行政指導を行わないこととなる。

(1) 求められた処分又は行政指導が、その本来の目的やその根拠となる法令の規定の趣旨等に合致しない場合

(2) 求められた処分又は行政指導により、法令に違反する事実が是正されることに伴う利益に比べて、その相手方の受ける不利益が著しく大きい場合

7 行政庁又は市の機関がした処分を違法であると思料して求める当該処分の取消しについては、行政事件訴訟法の取消訴訟又は行政不服審査法の不服申立て等によることとなり、本条の対象とはならない。

【運用】

1 申出書の書式については、法令上の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることが可能である。

2 申出は、同一の事実について一の処分又は行政指導しか求めることができないものではなく、申出人が一通の申出書に同一の事実についてとり得る複数の処分又は行政指導を併記して、それらのいずれかをすることを求める旨を記載することも可能である。

3 第2項第2号の「法令に違反する事実の内容」や第5号の「当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由」については、合理的な根拠をもって客観的にその旨を考えられる理由を具体的に記載することとする。

4 申出書に軽微な記載上の誤りがあっても、申出を受けた市の機関が「必要な調査」その他の本条第3項に規定する措置をとるに当たって特段の支障が生じない場合には、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として行政庁又は市の機関が必要な調査を行うという本制度の趣旨に照らし、不適法な申出として取扱うことなく、「必要な調査」を行う等の本条第3項に規定する対応とすること。

5 上記4のほか、処分の権限を有さない行政庁又は行政指導の権限を有さない市の機関に申出がなされた場合には、当該申出を受けた行政庁又は市の機関は、申出先となる行政庁又は市の機関（処分の権限を有する行政庁又は行政指導の権限を有する市の機関）を確認して、申出人に対して情報を提供すること。

6 行政庁又は市の機関は申出書を受けて当該行政指導の根拠となる法律又は条例に規定する要件に違反するか否かを確認する必要があるが、申出書の記載に具体性がなく、そ

の確認が困難な場合や、既に詳細な調査を行っており、事実関係が明らかで申出書の記載によってもそれが揺るがない場合などは、行政庁又は市の機関の判断により、改めて「必要な調査」を行わない場合もある。

- 7 申出を受けた行政庁又は市の機関の対応の結果については、条例上、申出人に対する通知義務を課すこととはしていないが、行政庁又は市の機関は、当該処分又は行政指導の相手方となるべき者の正当な利益が損なわれる場合や事務処理上著しい負担が生じる場合等を除き、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めることとする。
- 8 申出人の氏名等の個人情報、宮古市個人情報保護条例（平成17年宮古市条例第13号）に基づき適切に管理されるものであるが、当該申出人が処分又は行政指導の相手方に特定された場合には、当該申出人が不利益を受けるおそれがあるため、特に申出人の個人情報の管理を徹底し、申出人の個人情報が漏えいすることのないようにすること。

第 6 章 届出

第 37 条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

【趣旨】

「届出」とは、一定の事柄を行政庁に知らせることであって、「申請」のように行政庁に何らかの行為を求めるものとは基本的に性格を異にする。その届出に関し、不適切な取扱いを防止し、公正な処理の確保を図ることを規定したものであり、申請と同様に到達主義であることを明らかにし、届出に関する行政庁の不適切な取扱いを防止し、その公正・適切な処理の確保を図ることとしたものである。

【解釈】

「届出をすべき手続上の義務が履行された」とは、条例等において義務付けられた通知行為としては完了することを意味するものであり、これにより条例等により定められた届出が届出をすべき機関に到達したにもかかわらず、行政庁が届出はなかったものとして扱うことはできなくなる。

【運用】

本条は、届出が条例等に定められた形式上の要件に適合している場合の規定であるので、形式要件に適合しない届出については、個別条例等の解釈に任せることとなるが、一般的には、形式要件に適合するよう補正を求め、又は届出を返戻して再度提出を求めるなど適切な指導を行なわれないこと。

第 7 章 補則

第 38 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

【解釈】

本条例の施行の際に必要となる規定として、「宮古市行政手続条例施行規則(平成17年宮古市規則第13号)」「宮古市行政手続法施行細則(平成17年宮古市規則第14号)」を定めている。

附 則

- 1 この条例は、平成17年6月6日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって新たに宮古市を設置する前の宮古市行政手続条例（平成8年宮古市条例第16号）、田老町行政手続条例（平成8年田老町条例第6号）又は新里村行政手続条例（平成8年新里村条例第14号）の規定によりなされた処分、行政指導及び届出に関する手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則（平成27年2月23日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（宮古市市税条例の一部改正）

- 2 宮古市市税条例（平成17年宮古市条例第76号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（宮古市国民健康保険税条例の一部改正）

- 3 宮古市国民健康保険税条例（平成17年宮古市条例第77号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月3日条例第3号）抄

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、次項に規定する場合を除き、なお従前の例による。